

2019年12月

既存建築物のアスベスト含有建材の除去等工事関係者 各位  
(工事対象建築物所有者、発注者、管理者、行政機関 等)

一般財団法人日本建築センター  
既存建築物技術審査部

**当財団の審査証明工法を採用した「既存建築物のアスベストの除去等工事」を適切に運用するための「施工マニュアル」遵守の徹底について(お願い)**  
(工事計画毎に、「建設技術審査証明(建築技術)報告書」の「施工マニュアル」に従った施工方法・施工管理等による工事計画となっているかをご確認ください)

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当財団が実施する「石綿粉じん飛散防止処理技術」の審査証明事業の審査では、設定された「開発目標(工事における繊維状粒子(石綿繊維を含む)の飛散防止等)」を達成するために、従来から施工方法・施工管理体制等、施工品質の確保を重視して、依頼者が作成した「施工マニュアル」が適切であるかどうかを含め、厳密な審査を実施しております。

当財団の審査証明工法を採用した個々の「石綿粉じん飛散防止処理技術」では、「建設技術審査証明(建築技術)報告書」の「施工マニュアル」に従った施工方法・施工管理方法としていることの確認が、「開発目標」の達成において非常に重要です。

以上の背景をご理解いただき、下記事項をご確認いただく等審査証明工法の適切な運用へご理解・ご協力いただけますよう、よろしく願いいたします。

敬具

— 記 —

- ・当財団が発行する、審査証明工法の審査成果は、以下の文書により構成されます。
  - 「建設技術審査証明(建築技術)審査証明書」(鳳凰フォーマット A4版1枚)
  - 「建設技術審査証明(建築技術)報告書<sup>\*</sup>」(クリーム色表紙。A4版の冊子(通称:小冊子))
- ※審査証明上重要な、施工方法・施工管理体制等、施工品質の確保方法をまとめた「施工マニュアル」が含まれます
- ・「建設技術審査証明(建築技術)報告書」の「施工マニュアル」に従っていない施工方法・施工管理等による工事では、当財団の審査証明工法を称することはできません。

連絡先: (一財)日本建築センター 既存建築物技術審査部  
〒101-8986 東京都千代田区神田錦町1-9  
Tel:03-5283-0468 E-mail: [kison@bcj.or.jp](mailto:kison@bcj.or.jp)